

# 食品安全委員会第 380 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 4 月 28 日（木） 14：00～15：22

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成 23 年度評価依頼  
予定物質について

(厚生労働省からの報告)

(2) 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質（平成 23 年度）につい  
て

(農林水産省からの報告)

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明  
について

・添加物 6 品目

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| ①カンタキサンチン | ②酸性リン酸アルミニウムナトリウム |
| ③酢酸カルシウム  | ④酸化カルシウム          |
| ⑤クエン酸三エチル | ⑥イソプロパール          |

(厚生労働省からの説明)

・添加物及び農薬

フルジオキシニル

(厚生労働省からの説明)

・農薬 12 品目（⑧～⑫はポジティブリスト制度関連）

（⑪及び⑫は飼料中の残留農薬基準関連）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| ①シメコナゾール    | ②シラフルオフェン    |
| ③ピラフルフェンエチル | ④プロピザミド      |
| ⑤メタフルミゾン    | ⑥レピメクチン      |
| ⑦キノメチオナート   | ⑧エタメツルフロンメチル |

⑨ジスルホトン                      ⑩プロパジン

(厚生労働省からの説明)

⑪ブロモキシニル                      ⑫マラチオン

(厚生労働省及び農林水産省からの説明)

・動物用医薬品

ジミナゼン

(厚生労働省からの説明)

・農薬(評価要請の取下げ)

チアクロプリド

(厚生労働省からの説明)

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

・「乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(飼料)」に係る食品健康影響評価について

(5) 食品安全モニターからの報告(平成23年1月、2月分)について

(6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成23年2、3月分)について

(7) その他

#### 4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 基準審査課 横田課長補佐

農林水産省 池田畜産安全管理課長

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長

新本リスクコミュニケーション官、原嶋勸告広報課長、本郷情報・緊急時対応課長、

前田評価調整官

#### 5. 配布資料

資料1-1 平成23年度食品健康影響評価依頼予定物質について

資料1-2 いわゆる暫定基準にかかる農薬等の食品健康影響評価の依頼の今後の進め方について

て

資料 2 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価予定物質（平成 23 年度）について

資料 3-1 食品健康影響評価について

資料 3-2 「カンタキサンチン」、「酸性リン酸アルミニウムナトリウム」、「酢酸カルシウム」、「酸化カルシウム」、「クエン酸三エチル」及び「イソプロパール」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 3-3 「フルジオキシニル」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 3-4 「シメコナゾール」、「シラフルオフェン」、「ピラフルフェンエチル」、「プロピザミド」、「メタフルミゾン」、「レピメクチン」、「キノメチナート」、「エタメツルフロンメチル」、「ジスルホトン」、「プロパジン」、「ジミナゼン」、「プロモキシニル」及び「マラチオン」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 3-5 「プロモキシニル」及び「マラチオン」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 3-6 「食品健康影響評価について意見を求めたことについて」

資料 4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統〉

資料 5 食品安全モニターからの報告（平成 23 年 1 月、2 月分）について

資料 6 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 23 年 2、3 月分）について

## 6. 議事内容

○小泉委員長 それでは、ただ今から第 380 回食品安全委員会会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。また、厚生労働省から基準審査課横田課長補佐、農林水産省から池田畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 380 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認させていただきます。

議事次第の紙のほかに、資料 1-1 「平成 23 年度食品健康影響評価依頼予定物質について」。

資料 1-2 「いわゆる暫定基準にかかる農薬等の食品健康影響評価の依頼の今後の進め方について」。

資料 2 「飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価予定物質（平成 23 年度）について」。

資料 3-1 「食品健康影響評価について」。

資料 3-2 「『カンタキサンチン』の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」。

資料 3-3 「『フルジオキシニル』の添加物指定並びに規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」。

資料 3-4 「シメコナゾール」等々の評価について。

資料 3-5 「『プロモキシニル』及び『マラチオン』の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について」。

資料 3-6 「食品健康影響評価について意見を求めたことについて」。

資料 4 「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5 「食品安全モニターからの報告（平成 23 年 1、2 月分）について」。

資料 6 「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 23 年 2、3 月分）について」。

資料は以上でございます。

不足はございませんでしょうか。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

(1) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成 23 年度評価依頼予定物質について

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

最初に「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成 23 年度評価依頼予定物質について」です。

厚生労働省基準審査課、横田課長補佐から報告がありますので、よろしくお願いたします。

○横田課長補佐 厚生労働省基準審査課の横田といたします。どうぞよろしく願いいたします。

まず、資料 1－2 をごらんください。

「いわゆる暫定基準にかかる農薬等の食品健康影響評価の今後の進め方について」ということで、現在、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品——以下「農薬等」と述べさせていただきます——にかかるポジティブリスト制度の導入に伴い、平成 18 年 5 月に暫定的に基準値を設定しました 758 の物質につきまして、年度ごとに計画を立てて資料の収集できたものから、順次、食品安全委員会への食品健康影響評価を依頼しているところでございます。758 物質のうち、これまで 376 物質について評価依頼をさせていただいたところでございます。詳細につきましては、次ページの別紙 1 に図示させていただいておりますけれども、このうちの食品安全委員会評価中 193、委員会評価終了の 56、暫定基準見直し済の 127、合わせまして 376 件につきましては、既に評価依頼を終えているところでございます。

今後の進め方でございますけれども、残ります 382 物質につきまして、関係者の協力を得て、評価に必要な資料の収集を進め、今後 2 年をめどに評価依頼を終了させていただきたいというふうに考えております。

382 物質のうち、国内登録がなく、なおかつ国際基準も主要国での基準値設定もないものにつきましては、後ろの括弧にありますが、76 物質ほどございますけれども、これらについては基準の削除を含めて、今後、取扱いを検討していきたいというふうに考えております。

残りのものについて、今後 2 年のうちに評価依頼をしたいと思っておりますけれども、平成 23 年度につきましては、評価に必要な資料の収集状況を勘案しまして、別紙 2 に示します 211 物質について評価依頼を行うこととしたいと考えております。

別紙 2 をごらんください。

211 の内訳でございますけれども、まず 78 品目につきましては、農林水産省より今後、資料提供が見込まれている品目でございます。90 品目につきましては、基準参照国より資料の提出が見込まれる品目でございます。8 品目につきましては、JECFA において評価されている品目でございます。35 品目については、その他と書かれておりますけれども、企業等からデータを入手できているものなどが含まれておりますけれども、35 品目についても来年度、評価依頼の準備ができるというふうに考えているものでございます。

この以上 211 品目について、今年度でございますけれども、23 年度、評価依頼をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして、御質問などございましたらお願いいたします。どうぞ。

○村田委員 1 ページ目の今後の進め方の 2 点目なんですけれども、「382 物質のうち、国内登録がなく」云々と書いてありまして、76 物質予定のものがあるということなんですけれども、これは先ほどその他で言われたような企業からのデータなどもないものということでしょうか。

○横田課長補佐 ここに書かれておりますように、まず企業からのデータも見込めない、外国からもデータが見込めないというものでございます。

○村田委員 では、ほとんどデータが集めようもないということなわけですか。

○横田課長補佐 はい。そのとおりでございます。

○村田委員 では、もし削除になると、どのような対応になるのでしょうか。

○横田課長補佐 現在、基準値が定められているものにつきまして、品目のリストから名前が落ちるわけでございますけれども、0.01 ppm の一律基準で規制がなされるということになります。

○村田委員 従来も、そうなっているわけではないんですか。

○横田課長補佐 現在、見直しを行っております暫定基準という形で規制しております農薬につきましては、何らかの基準値が載っているわけです。ちょっと例が思い出せないですけれども、農薬の名前があり、いわゆるそれぞれの農産物、レタスだとかキャベツだとかに対して、それぞれ 0.何 ppm とか、そういう形で、必ずしも 0.01 ppm 以上とは限らないですけれども、一応、何らかの基準値が設定されております。

削除になりますと、一応、ポジティブリスト制度の中では、名前のないもの、もしくは基準値の設定されていないものにつきましては、一律基準としまして 0.01 ppm で規制がなされるということになっております。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○小泉委員長 どうぞ。

○畑江委員 そうしたら、登録は削除にはならないということなんですか、農薬として。

○村田委員 登録がないものですね。

○小泉委員長 登録はなくなる？

○横田課長補佐 農薬登録というのは、農林水産省のところですけども、基本的には国内で使用される農薬でして、今回、ここに書かれています 76 品目というのは、国内で使用されるものではなくて、外国から輸入される農産物に使われている農薬ばかりでございます。したがって、国内の農薬登録はないものばかりでございます。

○畑江委員 そうすると、外国から入ってくるときには、国内の未登録農薬でもよいことになるんですか。

○横田課長補佐 そのとおりでございます。

○畑江委員 何かよくわからないのでもう少し勉強します。

○小泉委員長 何か厚労省のほうで回答されますか。

○横田課長補佐 基本的には、国内で使用されるものにつきましては、農林水産省のところ、国内で使用できる農薬として登録されるということになっております。ただ、外国で使用されるものというのは、基本的に何が使われているかわからないところもございまして、我々が把握できる範囲、基本的には外国で使用されるものは一律基準ということで、0.01 ppm という規制がかかります。どんな農薬でもいったんかかるんですけども、それを超えるものにつきましては我々のほう

に基準値を設定してくださいということで、外国大使館等を通じて申請がなされて、農林水産省を通ることなく厚生労働省で直接その申請を受けまして、それぞれ必要な基準値設定が行われるということでございます。

したがいまして、外国でのみ使われる農薬につきましては、農林水産省の国内登録というのはない形で入ってくることになります。

○野村委員 そうすると、基準の削除というのは、国内登録上の基準の削除というふうに考える話ですか。

○横田課長補佐 食品衛生法第 11 条に基づきまして、農薬の残留基準というのが食品衛生法にございます。そこに載っているリストに、農薬の残留基準があるわけですがけれども、そこからの削除ということになります。

○野村委員 この「基準の削除を含めて取扱いを検討する」となっておりますが、基準の削除以外に、ほかに何か手段はあるんですか。内容的には、どのようなことがあり得るんですか。

○横田課長補佐 今後、外国の企業、大使館等から、「削除されては困る」と、例えばまだ使っているとか、そういう場合に、いわゆる作物残留試験とかのテスト等のデータとともに出されれば、改めて残留基準の見直しという手続になるかと思えます。ただ、現状においては、それが見込めないと考えておりますので、基本的には削除する方向で考えているというところでございます。

○野村委員 そうすると、その辺の判断は、これも食品安全委員会にかかってくるのではなくて、これは管理機関でやる判断ですか。

○横田課長補佐 削除につきましても、改めて食品安全委員会に評価をお願いすることになるかと思えます。

○小泉委員長 ほかに質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては遅滞なく評価が行われるべきものとされていますので、食品健康影響評価に必要な準備を整えて、計画どおり評価依頼がなされますようよろしくお願いいたします。

横田課長補佐、どうもありがとうございました。

(2) 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質（平成 23 年度）について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質（平成 23 年度）について」  
です。

農林水産省、池田畜水産安全管理課長から報告がありますので、よろしくお願いたします。

○池田畜水産安全管理課長 農林水産省の畜水産安全管理課長の池田でございます。よろしくお願  
いたします。

お手元の資料 2 をごらんいただきたいと思います。この資料 2 は、飼料中の残留農薬の基準を設定した  
ものについて、食品健康影響評価を今年度、依頼する予定の物質でございます。

この「記」でございます 34 の物質につきまして、今年度、評価依頼をさせていただく予定として  
おります。これにつきましては、ただ今、厚生労働省からも予定を説明されたところですが、私  
どもとしても厚生労働省と今後連携して、実際の評価依頼をしていきたいというふうに思っており  
ます。

以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして、御質問がございましたらお願いたします。よろしいですか。  
それでは、本件につきましても、計画どおり評価依頼がなされますようよろしくお願いたしま  
す。

池田課長、どうもありがとうございました。

次の議事に移ります。

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明  
について

○小泉委員長 「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関か  
らの説明について」です。

資料 3-1 にありますとおり、厚生労働大臣から 4 月 19 日付で添加物 6 品目、4 月 21 日付で添加物及び農薬 1 品目について、3 月 22 日付で農薬 12 品目、動物用医薬品 1 品目、農林水産大臣から 4 月 25 日付で飼料中の農薬 2 品目、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。また、厚生労働大臣から 3 月 22 日付で農薬 1 品目の食品健康影響評価要請の取下げがありました。

それでは、まず添加物 6 品目について、横田課長補佐から説明をお願いいたします。

○横田課長補佐 では、食品添加物につきまして御説明させていただきます。

資料 3-2 をごらんください。

厚生労働省では、平成 14 年 7 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における了承事項に従いまして、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議、いわゆる JECFA で、国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、米国及び EU 諸国等で使用が広く認められているもの、いわゆる国際汎用添加物につきましては、企業等からの要請を待つことなく、国が主体的に指定に向けた検討を開始することとなっております。

本日依頼しますカンタキサンチンを含みます 6 品目につきましては、当該評価資料がまとまりましたことから、食品添加物としての指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会の食品健康影響評価を依頼するものでございます。

では、個別の品目について御説明させていただきます。

まず、1 品目、カンタキサンチンでございます。

本品は、新規指定でございますけれども、カンタキサンチンにつきましては食品の着色料として、欧米諸国などにおいて使用されている食品添加物でございます。今回の国内での申請用途も着色料になります。主成分は、構造式は 2 ページ目でございますものでございますけれども、主成分はトランス-β-カロテン 4,4'-ジオンであり、その他成分としましては、異性体としてシス体を含含有しております。

なお、本日依頼させていただきますものは、トランス体、シス体を区別しないカンタキサンチンとして評価依頼をするものでございます。

JECFA では、1966 年の第 10 回会合から数回にわたって検討が行われておりまして、1955 年の第 44 回会合において ADI が 0.03 mg/kg 体重/day が定められております。そのことは、海外における使用状況の下のほうに書かれております。

また、本品の主成分につきましては、甲殻類や魚介類（サケ・マス）、食用キノコ類、フラミンゴなど天然に存在するカロテノイド系の赤色色素でございます。我が国では平成 14 年に、鶏、

ギンザケ及びニジマス用の飼料添加物として指定されているものでございます。

なお、養殖水産動物の種類、生産量の拡大に対応しまして、サケ科魚類及び甲殻類への使用拡大の検討要求がなされておりました、平成 16 年 11 月に残留基準値の改正が行われております。

また、食品衛生法においては、食品、添加物等の規格基準で家畜、家きん、魚介類、蜂蜜、いくら及びすじこについて、飼料添加物としての残留基準が定められております。

続きまして、酸性リン酸アルミニウムナトリウムについて説明させていただきます。

2 枚目をごらんください。

本品も新規指定でございますけれども、酸性リン酸アルミニウムナトリウムは、パンの製造過程に使用される酵母にかわる膨張剤として欧米諸国で使用されております。構造式といいますか、化学式は 2 ページに書かれております。4 水和物と無水物がございます。

海外における使用状況でございますけれども、JECFA において 1988 年、第 33 回会合におきまして、硫酸アルミニウムアンモニウムなどとともに、最終的にアルミニウム及びその塩類としてグループ評価がなされ、PTWI、暫定耐容週間摂取量が 7 mg/kg 体重/週（アルミニウムとして）とされておりまして、2006 年 6 月に開催されました第 67 回会合における再評価の結果、PTWI は 1 mg/kg 体重/週に引き下げられたところでございます。

日本は、さらなる評価のために必要な生物学的利用能と多世代繁殖試験を実施するとともに、CCFA において JECFA での再評価を求めており、2010 年 11 月に当該データを提出したところでございます。この再評価につきましては、2012 年 7 月開催の JECFA において行われる予定と聞いております。したがって、JECFA での評価結果次第では、アルミ含有添加物の使用基準設定について検討が必要になり得るところとなります。

本品につきましては、アルミニウムを含有する添加物でありますことから、既に諮問させていただいておりますアルミニウム関連添加物 2 品目と同様に、現在、厚生労働省が実施しております「我が国の食品由来のアルミニウムの摂取量」の結果に基づき、使用基準等を決定する方針でございます。

3 品目にいかせていただきます。酢酸カルシウムでございます。本品も、新規指定でございます。

成分概要をごらんください。酢酸カルシウムは、酢酸のカルシウム塩でございます。海外の使用状況になってしまいますけれども、米国において、本品は GRAS 物質であり、GMP のもとで固形化剤、pH 調整剤、加工助剤、金属イオン封鎖剤などとして、一般食品への使用が認められております。また、欧州連合では、一般食品に対して防かびと、パンの糸引き防止ということですが、ねと防止剤、安定化剤、pH 調整剤などとして必要量を使用することが認められております。

また、乳児、小児用の離乳食品にも pH 調整の目的で使用することが認められております。

化学式は、次ページにあるように、無水物、1 水和物、2 水和物があるんですけれども、今回は、2 水和物は指定の対象としていないことから、無水物と 1 水和物の申請となっております。

なお、JECFA においては、1963 年の第 7 回会合において初めて議題に上がり、1973 年の第 17 回会合において、食品加工に使用される酸度調整剤、安定剤、保存料として使用される場合には、ADI は設定しないということにされております。

続きまして、酸化カルシウムの説明をさせていただきます。

本品の主成分は、酸化カルシウムでございます。石灰石を焼成して得られる生石灰の主成分であり、欧米では、合成・非合成を問わず同じ食品添加物として認知されております。米国では GRAS 物質の扱いとなっております。

なお、我が国では、平成 7 年の食品衛生法改正により、既存添加物制度が発足するに伴い、生石灰や、卵の殻や貝殻などを焼成して得られる焼成カルシウムは天然由来物質として既存添加物名簿に記載される一方、酸化カルシウムは化学合成品であることから未指定の添加物扱いとなっております。

なお、今回、申請用途は pH 調整剤、製造用剤、イーストフード、強化剤になります。

化学式は、お手元の資料のとおりでございますけれども、JECFA では 1965 年の第 9 回会合におきまして、食品加工に使用される無機アルカリ、パン生地調整剤、酵母培養の栄養源として初めて議題に上り、1973 年の第 17 回会合において、食品加工に使用される場合、ADI は限定しないとされました。その後、1986 年の第 29 回会合において、無機及び有機酸塩が評価された際、カルシウム塩の食品への添加に関しては、食事由来のカルシウム摂取量への寄与を考察すること、またリン摂取量との比率を栄養的に適正に保つ必要があるとのコメントがなされております。

続きまして、クエン酸三エチルでございます。

本品の主成分、クエン酸三エチルは、有機物をよく溶かし、溶剤として優れており、安全性も高いことから、食品、食品添加物の担体、担体溶媒などとして欧米諸国において 30 年以上前から使用されているものでございます。米国では、GRAS 物質の扱いとなっております。

我が国では、トリエチルシトレートとして、指定添加物の香料でございますエステル類に登録されており、現在、着香の目的以外に使用することはできないとされております。

なお、今回の申請用途は、食品加工の溶剤、乳化剤になります。

アセトンの例もありますことから、香料 18 類という分類がありますけれども、そこに既にあったとしても、香料以外の用途では新規の扱いとさせていただきます。

JECFA では、1979 年の第 23 回会合において評価が行われましたけれども、代謝試験のデータが必要であることから、暫定 ADI としましてゼロから 10 mg /kg 体重/day が設定されたところでございます。その後、1981 年の第 25 回会合を経て、1984 年の第 28 回会合において、追加データをもとに評価を行い、ADI が 20 mg/kg 体重/day を設定されたところでございます。また、1999 年の第 53 回会合におきまして、香料としての評価も行われまして、現在の使用量での安全性上の懸念がないとされるとともに、1984 年に設定された ADI、20 mg/kg 体重/day でございますけれども、その ADI についても再確認がなされております。

続きまして、最後の品目でございますけれども、イソプロパノールでございます。

本品は、規格基準の改正になります。本品の主成分イソプロパノールは、果実、野菜、乳製品、酒類又は加熱加工食品などの様々な食品素材や食品に含まれる成分でございまして、エチルアルコール様の香気を有することから、既に我が国では香料としての指定がされている添加物成分でございます。

今回の申請は、規格基準の改正になります。したがって、今回の申請用途は溶剤ということになります。

本品につきましても、JECFA におきまして、1998 年の第 51 回会合におきましてグループ評価、香料物質の一つとして評価され、現在の摂取量では安全性上の懸念はないとされ、同会議において成分規格も設定されております。

米国では、合成香料としての使用のほか、食品成分の製造加工時の抽出溶剤としての使用が認められております。また、欧州連合におきましては、1991 年に食品の抽出溶剤としての使用について認められておきまして、1992 年に残留限度 10 mg/kg が設定されております。

個別の品目についての説明は以上でございますけれども、今後の進め方でございますが、本日評価を依頼しましたカンタキサンチン等、国際汎用添加物 6 品目につきましては、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果の通知を受けた後、薬事・食品衛生審議会において、食品添加物としての新規指定もしくは規格基準の改正について検討を進めることとしております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。どうぞ。

○村田委員 幾つかあるんですけども、一つ最初にお伺いしたいのが、酸性リン酸アルミニウム

ナトリウムですけれども、これについては当委員会から摂取量の実態調査について、厚生労働省のほうに資料をお願いしていると思うんですけれども、これがいつごろ御回答いただけるのかということが1点と、それからその上に、海外の状況についてというところで、生物学的な利用能と多世代繁殖試験を実施して、そのデータを提出したというふうに書いてあるんですけれども、これは当委員会には提出されるものなんでしょうか。その2点、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○横田課長補佐 まず、多世代繁殖試験のほうですけれども、物としてはもうでき上がっているものでして、必要に応じて提出させていただきたいと思います。

もう一つのアルミに関する補足資料の要求でございますけれども、現在、データの整理中でございますので、間もなく提出できる予定でございます。

○村田委員 それから、酸化カルシウムでございますよね。これは多分、既存添加物で焼成カルシウムがもう既に認められていると思うんですが、これは酸化カルシウムが認められると、それは既存添加物がどういう位置付けになるのかということと、それから、この用途に pH 調整剤とか製造用剤、イーストフード、強化剤とありますけれども、多分、焼成カルシウムというのは殺菌剤的に使うようなこともあると思うんですけれども、この場合には、その用途は使えないのかという、その2点、教えていただけますでしょうか。

○横田課長補佐 既存添加物にあります天然物由来でつくられているものは、従来どおり、既存添加物として認められますし、今回のように化学合成でつくられてきたものにつきましては、通常の指定添加物という扱いになるということでございます。使用用途は、今回書かれております pH 調整剤、製造用剤、イーストフード、強化剤、この四つに限定されます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。どうぞ。

○畑江委員 食品健康影響評価と直接関係ないんですけれども、一番最初のカンタキサンチンの、欧州連合では「飼料添加物として、鶏、サケ・マス、イヌ」と書いてありますけれども、鶏、サケ・マスは飼料として添加して人間が食べるのですけれども、イヌは何かペットフードとして認められているんですか。

○横田課長補佐 すみません。ちょっとそこにつきましては、情報がなくて申しわけありません。

○小泉委員長 ほかにございませんか。どうぞ。

○廣瀬委員 似たような質問だったので、ちょっと質問だけさせていただきますけれども、やはり今のカンタキサンチンの裏のページの成分概要で、下から3番目ぐらいから「家畜、家さん、魚介類、蜂蜜、いくら及びすじこについて、飼料添加物としての」云々とありますけれども、この蜂蜜の飼料添加物というのが、意味がどうもよくわからないんですけれども、何かどういうものかわかりますでしょうか。

○横田課長補佐 ちょっとすぐにはわからないので、申しわけありません。

○小泉委員長 では、また後ほどお願いいたします。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、酸性リン酸アルミニウムナトリウムの食品健康影響評価に当たりましては、既に諮問されておりますアルミニウム関連の国際汎用添加物2品目について、当委員会が平成19年3月に厚生労働省に要求しております補足資料が必要ですので、補足資料の速やかな提出をお願いいたします。

また、クエン酸三エチルにつきましては、その使用基準の設定に伴い、既に使用が認められている添加物3品目の使用基準改正が必要になるということで、それらについて評価依頼に必要な資料をまとめ、当委員会への諮問を速やかになされるようお願いいたします。

それでは、本6品目につきましては、酸性リン酸アルミニウムナトリウムについては補足資料が提出され次第ですが、添加物専門調査会において審議することといたします。

続きまして、添加物及び農薬1品目について、引き続き、横田課長補佐から説明をお願いいたします。

○横田課長補佐 では、資料3-3をごらんください。

フルジオキシニルの添加物指定並びに規格基準の設定に関する食品健康影響評価についてということで、フルジオキシニルにつきましては、平成19年及び平成20年に食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したところでございます。その依頼に基づきまして、平成21年7月16日付で厚生

労働大臣あてに評価結果が通知されたところでございます。添加物としては、平成 21 年 6 月 24 日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議され、農薬の残留基準としましては、平成 22 年 7 月 30 日の同分科会農薬・動物用医薬品部会で審議されたところでございます。

その後、告示に向けて手続を進めていたところでございますけれども、平成 21 年 7 月にフルジオキシニルを用いた遺伝毒性試験で陽性の結果が出たという論文が発表されまして、その論文が発見されましたことから、国立医薬品食品衛生研究所に依頼しまして農薬もしくは添加物として用いられるフルジオキシニル、及び当該論文において用いられました試薬として販売されているフルジオキシニルを用いて確認のための遺伝毒性試験を実施したところでございます。

その結果、両者とも遺伝毒性は陰性という報告を受けておりまして、当該論文及び今回実施しました遺伝毒性試験の結果の取扱いにつきまして、食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づき、食品健康影響評価を依頼するものでございます。

簡単に、フルジオキシニルの概要を説明させていただきますけれども、フルジオキシニルはフェニルピロール系の殺菌剤でございます。欧州諸国では、灰色かび病に対する散布剤であったり、麦類の種子消毒剤、米国ではとうもろこし類の種子消毒剤などとして登録されております。また、米国では収穫後の防かびを目的とします、いわゆるポストハーベストとしての使用が 2004 年に登録されております。

我が国では、収穫後の農作物への使用目的が、かび等による腐敗、変敗の防止である場合につきましては、食品の保存の目的で使用したと解されるため、そのように使用されるものは添加物に該当するとしております。そのことから、本品フルジオキシニルにつきましては、添加物としての指定の手続を進めてきたものでございます。

また、フルジオキシニルにつきましては、野菜の灰色かび病に対する効果を期待して収穫前にも農薬として使用されるものであり、我が国では 1996 年に農薬登録を取得しておりまして、2006 年のポジティブリスト制度への移行に伴い、暫定基準が設定されておりましたけれども、今回、添加物の登録手続と併せまして、いわゆる暫定基準の見直しのための手続を進めてきたところでございます。

今後でございますけれども、これらの今回発見されました論文と、今回実施しました遺伝毒性試験の結果の取扱いにつきまして、食品安全委員会の食品健康影響評価を受けた後に、食品添加物としての指定及び規格基準並びに農薬としての残留基準の設定について手続を進めていくこととしております。

よろしく願いいたします。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本品目につきましては、昨年11月18日の食品安全委員会において、食品健康影響評価の要請がなされ、現在、農薬専門調査会で審議中でありますので、本件についてもその審議の中で議論することといたします。

続きまして、農薬12品目及び動物用医薬品1品目につきまして、引き続き、横田課長補佐及び池田課長から説明をお願いいたします。

まず、横田課長補佐から説明をお願いいたします。

○横田課長補佐 では、資料3-4に従いまして説明させていただきます。

今回、農薬が12品目と、動物用医薬品1品目でございます。

1ページ目の表にあります1から6につきましては、第1項による諮問でございます。7番につきましては、1項及び2項の諮問でございます。8から13につきましては2項諮問でして、いわゆる暫定基準の見直しということでございます。

では、1ページめくっていただきまして、シメコナゾールから説明させていただきます。

本品は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定でございます。

用途は殺菌剤で、作用機構としましてはトリアゾール系の殺菌剤でございます。

日本におきましては、既に登録がなされておまして、稲、りんご、かぼちゃ等に使用されております。今回は、こんにゃく、ごぼう、ほうれんそうへの適用拡大申請ということでございます。

国際機関等での評価状況でございますけれども、JMPRでの毒性評価はございません。国際基準もございません。諸外国でも基準はないとされております。

食品安全委員会でのこれまでの評価でございますが、平成19年8月23日及び平成21年3月12日に、食品健康影響評価の結果を受理しておまして、ADIは0.0085 mg/kg 体重/day とされております。

続きまして、シラフルオフエンでございます。

本品は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定及び畜産物への基準値の設定でございます。

シラフルオフエン、用途は殺虫剤で、ピレスロイド系の殺虫剤でございます。

日本においては、既に農薬登録がなされておりまして、適用作物は稲、だいち、りんご等でございます。今回は、茶への適用拡大申請及び畜産物への基準値設定の要請でございます。

海外では、JMPR の毒性評価はございません。国際基準、Codex もございません。諸外国においてもございません。

食品安全委員会での評価でございますが、一度、平成 20 年 1 月 17 日に食品健康影響評価を受けておりまして、ADI は 0.11 mg/kg 体重/day とされております。

3 品目めでございます。ピラフルフェンエチルでございます。

本品も、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定でございます。

用途は除草剤、フェニルピラゾール系の除草剤でございます。

日本においては、農薬登録がなされておりまして、小麦、ばれいしょ等に適用されております。今回は、たまねぎ及びねぎへの適用拡大申請でございます。

国際機関、海外での評価状況でございますけれども、JMPR、国際基準は特になく、諸外国では、米国でばれいしょ、小麦、だいち、畜産物等に基準がございます。オーストラリアでは、穀類、綿実等に基準がございます。

これまでの食品安全委員会での評価でございますが、平成 19 年 12 月 20 日に食品健康影響評価を受けておりまして、ADI は 0.17 mg/kg 体重/day で結果をいただいております。

続きまして、プロピザミドでございます。

若干、諮問の経緯が複雑でございますけれども、今回の諮問の経緯は、インポートトレランスによる残留基準の設定と、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定でございます。

なお、本品につきましては、暫定基準の見直しに当たっての 2 項諮問を、平成 22 年 3 月 19 日付で、食品安全委員会委員長あて依頼しているところでございます。

用途でございますが、除草剤で、アミド系除草剤でございます。

日本においては、農薬登録がなされておりまして、レタス、たまねぎ等に適用されております。今回は、しゅんぎくへの適用拡大申請でございます。

海外での状況でございますが、JMPR の評価はなく、国際基準もございません。諸外国では、米国、カナダ、EU、オーストラリア、ニュージーランド等でレタスなどに基準がございます。

食品安全委員会での評価は、今回が初回でございます。

メタフルミゾンでございます。

本品も、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定及び魚介類への基準値設定でございます。

用途は殺虫剤でございます、既存の殺虫剤と構造が異なる新しいタイプの殺虫剤とされております。

日本における登録は、日本においては農薬登録がなされておきまして、適用作物はキャベツ、はくさい等でございます。今回は、だいず、さといも、かんしょ、だいこん、非結球あぶらな科葉菜類、ブロッコリー、レタス、サラダ菜などへの適用拡大申請及び魚介類への基準値設定の要請でございます。

国際機関でございますが、JMPR では  $ADI=0.1 \text{ mg/kg 体重/day}$  との ADI が設定されております。国際基準、Codex では、はくさい、レタス、トマト、なす、ばれいしょと畜産物等に国際基準が設定されております。諸外国では EU で、キャベツ、レタス、トマト、なす、畜産物等に基準が設定されております。

平成 20 年 8 月 29 日に食品安全委員会での評価をいただいております、 $0.12 \text{ mg/kg 体重/day}$  の ADI が設定されております。

続きまして、レピメクチンでございます。

本品も、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定及び魚介類への基準値設定でございます。

用途は殺虫剤でございます、マクロライド系の殺虫剤でございます。

日本におきましては、農薬登録がなされておきまして、適用作物はトマト、なす、レタス、かんきつ、りんご等に適用されております。今回は、だいず、かんしょ、非結球あぶらな科葉菜類等々への適用拡大申請及び魚介類への基準値の設定の要請でございます。

国際機関では、JMPR の毒性評価、国際基準等はなく、諸外国においても基準はございません。

食品安全委員会におきましては、平成 21 年 3 月 26 日に食品健康影響評価を受理しております、 $ADI=0.02 \text{ mg/kg 体重/day}$  が設定されております。

続きまして、キノメチオナート。

本品も、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定及び、いわゆる暫定基準値の見直しでございます。

用途は殺菌剤で、キノキサリン系の殺菌剤でございます。日本におきましては、既に登録がなされておきまして、きゅうり、トマト等に適用がなされております。今回は、かんきつ、りんごへの適用拡大申請でございます。

国際機関では、JMPR で  $ADI=0.006 \text{ mg/kg 体重/day}$  が設定されておりますけれども、国際基準、諸外国において基準はございません。

食品安全委員会での評価は、今回が初回になります。

続きまして、エタメツルフロンメチルでございます。

本品は、暫定基準の見直しでございます。

用途は除草剤で、スルホニルウレア系の除草剤でございます。

日本においては、農薬登録はされておらず、国際機関での毒性評価、国際基準等ございません。

諸外国におきましては、米国でなたね等、カナダではひまわりの種子、なたね等に基準がございます。

食品安全委員会での評価は、今回が初めてでございます。

続きまして、ジスルホトンでございます。

本品も、暫定基準の見直しでございます。

用途は殺虫剤、有機リン系の殺虫剤でございます。

日本では、既に農薬登録がなされておりまして、だいず、だいこん等に適用されております。

国際機関等での評価でございますけれども、JMPR で  $ADI=0.0003 \text{ mg/kg 体重/day}$  が設定されております。国際基準、Codex におきまして、豆類、らっかせい等に基準が設定されております。

諸外国でも、米国、カナダ、EU、オーストラリアで、キャベツ等に基準が設定されております。

食品安全委員会での評価は、今回が初めてでございます。

続きまして、プロパジンでございます。

本品も、暫定基準の見直しでございます。

用途は除草剤、トリアジン系の除草剤でございます。

日本におきましては、農薬登録はされておられません。

国際機関でも、JMPR、Codex 等で評価や基準等ございません。諸外国では、米国でモロコシに基準が設定されております。

食品安全委員会での評価は、今回が初めてでございます。

続きまして、ジミナゼン、暫定基準の見直しでございます。

本品は、動物用医薬品でございまして、用途は抗原虫剤でございます。

作用機構は、原虫の DNA 阻害作用により、原虫増殖抑制作用を持つとされております。

日本におきましては、既に承認されておりまして、対象動物は牛でございます。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JECFA では  $ADI=100 \mu\text{g/kg 体重/day}$  が設定されておりまして、Codex 基準でも牛に基準が設定されております。諸外国では、特に基準が設定されておられません。

食品安全委員会での評価は、今回が最初でございます。

続きまして、プロモキシニル、暫定基準の見直しでございます。

用途は除草剤でございます、ヒドロキシベンゾニトリル系除草剤でございます。

日本においては、農薬登録はなされておられません。

国際機関では、JMPR の毒性評価なし、Codex 基準はございません。諸外国におきまして、米国、カナダ、EU において、畜産物及び小麦、大麦等の基準が設定されております。

食品安全委員会での評価は、今回が初回でございます。

続きまして、マラチオンでございます。本品も、暫定基準の見直しでございます。

用途は殺虫剤、有機リン系の殺虫剤でございます。

日本におきましては、既に農薬登録がなされておまして、稲、だいず、だいこん、りんご等に適用されております。

国際機関等でございますが、JMPR で ADI=0.3 mg/kg 体重/day が設定されておまして、国際基準では麦、りんご等に残留基準が設定されております。諸外国では、米国、カナダ、EU、オーストラリア、ニュージーランドにそれぞれ基準が設定されております。

食品安全委員会での評価は、今回が初回でございます。

以上でございます。

○小泉委員長 続きまして、池田課長、説明をお願いいたします。

○池田畜水産安全管理課長 それでは続きまして、資料 3-5 をごらんいただきたいと思います。

私どもの関係は、ただ今、厚生労働省のほうから説明があったうちの 2 品目のプロモキシニル、それとマラチオンにつきまして、食品健康影響評価をお願いするということでございます。

2 の評価依頼物質の概要でございますように、この 2 剤ともポジティブリスト制度の導入に際しまして、飼料原料である穀類、あるいは牧草を対象に残留基準を設定したものでございます。今般、評価に必要な資料が整いましたので、食品健康影響評価をお願いするというものでございます。

剤の性質につきましては、ただ今、御説明がありましたので、省かせていただきます。

以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして、何か御意見・御質問ございませんでしょうか。

どうぞ。

○**村田委員** 細かいことでちょっと恐縮なんですけれども教えてほしいんですが、キノメチオナー  
トというものがございましたよね。これが殺菌剤ということでしたけれども、この日本における登  
録状況のところ、トマトのところは「トマトサビダニ」と書いてあるんですが、この「トマトサ  
ビダニ」というのはダニ類ではなくて、かび類なんですか。

○**横田課長補佐** 本品につきましては、殺ダニ剤としての効果もあるようでございます。ただ、用  
途としての記載が漏れていたものと思われれます。殺菌剤及び殺ダニ剤ということをお願いいたしま  
す。

○**村田委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**小泉委員長** ほかによろしいでしょうか。御質問ございませんか。

それでは、ただ今、御説明いただいたもののうち、農薬シメコナゾール、シラフルオフエン、ピ  
ラフルフェンエチル、メタフルミゾン、レピメクチン、この5品目につきましては、食品安全委員  
会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定の適  
用を受けるものと認められます。また、今回の諮問に当たり、試験成績が追加提出されております  
ので、この委員会決定の1の(2)の規定により、担当委員の廣瀬さんから本品目に関しまして、  
先ほどの厚生労働省からの説明、及び今回追加で提出されました資料に基づきまして、既存の評価  
結果に影響が及ぶかどうかについて説明をお願いいたします。

○**廣瀬委員** それでは、説明いたします。

ただ今の5品目につきましては、資料3-4の一番最後のページの別添2にございますように、  
作物残留試験のほか、シメコナゾールについては経口投与によるラットの動物体内運命試験、それ  
からシラフルオフエンについては家畜残留試験、それからピラフルフェンエチルについてはマウス  
発がん性試験に関する追加試験として、ポルフィリン蓄積の病理組織学的な検査及び、ラット肝細  
胞のミトコンドリアに及ぼす影響に関する試験、それからメタフルミゾンについては、ラット急性  
及び亜急性神経毒性試験、並びにラット28日間投与による脂肪組織への分布及び脂肪組織中の代  
謝物の分析、レピメクチンについては、レピメクチンA4及びレピメクチンA3のマウス代謝試験の

各試験の結果が追加されておりますことから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えられます。

以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。

実は、前回の農薬幹事会におきまして、この追加試験として、いろいろと代謝試験等が出されてきておりますけれども、これらの試験について追加する理由、それを教えていただきたいと。その観点は、現在、動物福祉の問題とか、できるだけ動物実験を減らしていこうという方向があることから、その追加資料の提出の理由について教えていただければということでしたが、おわかりでなければ後ほどでも結構ですけれども。

○横田課長補佐 また後ほど、改めて御回答させていただければと思います。

○小泉委員長 よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の説明によりますと、本5品目につきましては、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるという認識と認められるということですので、専門調査会に調査・審議させることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 それでは、本5品目を含め、農薬12品目につきましては、農薬専門調査会において審議することといたします。

また、動物用医薬品のジミナゼンにつきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

続きまして、評価要請の取下げです。

農薬1品目につきましては、食品健康影響評価の取下げがございました。引き続き、横田課長補佐から説明をお願いいたします。

○横田課長補佐 では、資料3-6をごらんください。

チアクロプリドという品目でございますけれども、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の規定に基づきまして、本品チアクロプリドでございますけれども、第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、平成 22 年 11 月 10 日付、厚生労働省発食安 1110 号第 6 号をもって評価依頼をお願いしたところでございますけれども、今般、農林水産省から食品中の残留基準の設定要請、今回はコマツナに係る基準値設定の要請があったところでございますけれども、本要請を取り下げる旨、通知があったことから、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく評価依頼の意見を求めたことにつきましては、取り下げさせていただければと思っております。

ただし、引き続き、同法第 24 条第 2 項に基づく暫定基準の見直しにつきましては、これまでどおり評価をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、平成 22 年 11 月 10 日付で食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき意見を求められた食品健康影響評価については、中止することといたします。

横田課長補佐、どうもありがとうございました。

#### (4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。

遺伝子組換え食品等 1 品目に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

○長尾委員 それでは、概要について説明いたします。

資料 4 の 2 ページの要約がございますが、乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統の飼料の安全性について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。

本トウモロコシは、*Bacillus subtilis* に由来する改変低温ショックタンパク質 B 遺伝子を導入することにより、改変低温ショックタンパク質 B を発現し、乾燥ストレス条件下において収量の減少を抑制するというものです。食品としての安全性については既に評価が終了し、人の健康を損な

うおそれがないと判断しています。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断しました。

以上です。

追加等については、事務局からお願いします。

○坂本評価課長 それでは、補足の説明をさせていただきます。

1枚戻っていただいた1ページに審議の経緯がございますが、このものは2009年10月に農林水産大臣から食品健康影響評価の要請があったものでございます。

3ページをお願いいたします。

真ん中より少し上のところ、II.の食品健康影響評価でございますが、こちらの1にありますように、この改変 cspB 遺伝子の供与体でございます *Bacillus subtilis* は、自然界に偏在する土壤細菌でございます、病原性及び毒性は知られていないということでもあります。また、家畜はこれまでに飼料を通じて、この *Bacillus subtilis* 及び CSPB というタンパクを摂取していると考えられるということでございます。

2.につきましては、ただ今、長尾先生から御説明がありましたように、同時に評価要請のありました、このものの食品としての安全性評価につきましては、先週の食品安全委員会におきまして審議され、関係機関に評価結果を通知したところでございます。

そして、1.、2.の下のところになりますが、この遺伝子組換え植物に新たな有害物質が生成され、これが肉、乳、卵等の畜産物中に移行することは考えられず、また、畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や遺伝子組換えに由来する成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成されることは考えられないという評価でございます。最終的な食品健康影響評価につきましては、今、長尾委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、これまでの取扱いと同様に、パブリックコメントの手続は行わず、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いし

ます。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はな  
いと判断したということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

#### （５）食品安全モニターからの報告（平成 23 年 1 月、2 月分）について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全モニターからの報告（平成 23 年 1 月、2 月分）について」です。

事務局から報告をお願いします。

○原嶋勸告広報課長 それでは、資料 5 に基づきまして御報告申し上げます。

食品安全モニターは、1 月から 29 件、2 月も同じく 29 件の報告がございました。多かった御意見としましては、リスクコミュニケーション関係、それから食品表示関係、農薬や添加物等の化学物質関係、さらに食中毒関係、食品による窒息事故関係のようなものが多くの御報告をいただきました。

めくっていただきまして、2 ページですけれども、食品による窒息事故について、周知や注意喚起が必要ではないか等の御報告をいただいております。これにつきましては、食品安全委員会からは、平成 20 年 5 月から「食べ物による窒息事故を防ぐために」と題して様々な情報提供を行っておりまして、また食品による窒息事故についてのリスク評価を特集した季刊誌「食品安全」vol. 24 号ですとか、あるいはチラシを作成し、食品による窒息による痛ましい事故を少しでも減らせるよう注意喚起を行っているところでございます。今後ともモニターの方々には、引き続き情報提供等につきまして御協力いただければというふうに考えているところでございます。

それから、めくっていただきまして 5 ページのところ、化学物質系の評価ということで添加物や農薬等の安全性についての御報告をいただいているところでございます。これにつきましては、食品安全委員会からは、食品添加物につきましては、厚生労働省大臣が人の健康を損なうおそれがな

い場合として定めるもの以外は使用が禁止されているということでありまして、食品安全委員会としましては、食品安全基本法第 24 条に基づき、食品健康影響評価を行うなど、関係行政機関と連携して食品添加物の安全性を確保しているということを述べております。また、農薬につきましては、ADI を設定しておりまして、食品衛生法では、1 日当たりの農薬摂取量が ADI を超えないように作物ごとに残留農薬基準が設定されているということで、これは国産・輸入を問わずすべての食品を対象にしているということは述べているところでございます。国民の皆様には、こうしたリスク評価や管理について理解していただくために、わかりやすい形でリスクコミュニケーションに積極的に引き続き努めていくということを述べておるところでございます。

9 ページ、リスクコミュニケーション関係で多くの御報告をいただいております、非常に役に立ったという御報告ですとか、あるいは今後も一層進めてほしいというような感想、御意見をいただいているところでございます。これにつきまして、食品安全委員会からは、今後ともリスクコミュニケーションに積極的に取り組んでいきたいということを述べるとともに、グループディスカッションを取り入れたワークショップや、気軽な雰囲気の中で行うサイエンスカフェを地方公共団体と共催したり、ホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌などでわかりやすい情報提供に努めているということを述べております。また、子ども向けの情報提供にも力を入れておりまして、中学生向けの副読本として「科学の目で見ると食品安全」を作成したほか、「ジュニア食品安全セミナー」を地方公共団体と共催していると。また、さらに小学生向けにいろいろな小冊子を作成したり、「キッズボックス」のコーナーでいろいろ情報提供をしているということですので、モニターの皆さん方にも引き続きリスクコミュニケーションの促進に御協力いただければというふうに考えているところでございます。

それから、13 ページの下から食中毒関係について、様々なものがございまして、例として 17 ページでございますが、食肉の生食につきましての御意見・御報告をいただいているところでございます。これにつきまして、食品安全委員会からは、平成 16 年 12 月に食中毒原因微生物を委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件として決定しまして、微生物・ウイルス専門調査会に付託したということを述べておりまして、その中で、腸管出血性大腸菌については、食品健康影響評価を行うべき優先順位の高いものの一つとして同専門調査会において審議が行われ、腸管出血性大腸菌感染症は漸増傾向にあり、牛肉及び牛内蔵肉を生又は加熱不十分な状態で喫食する事例で食中毒が多く、重症例及び死亡例も見られることから、速やかなリスク評価及びリスクコミュニケーションが必要な案件と考えられており、現在実施中の牛内臓肉の汚染率・汚染濃度等に関する研究結果等によってデータ収集等が行われれば、一定の定量的リスク評価が実施可能と考えられるという報告が得ら

れたことから、引き続きデータの収集等に努めているところでございます。

また、食品安全委員会のホームページ等におきまして、様々な情報提供を行っているところでございます。今後とも、新たな知見・データの収集とわかりやすい情報提供に努めてまいるといふふうに考えているところでございます。

また、その後、21 ページ以降は食品表示関係、その他管理の關係のいろいろな御報告をいただいているところでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問ございませんか。よろしいですか。

(6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 23 年 2、3 月分）について
---

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成 23 年 2、3 月分）について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○新本リスクコミュニケーション官 資料 6 に基づきまして御報告いたします。

まず、2 月分ですけれども、1 枚目の内訳にありますとおり、様々な内容につきましてのお問い合わせということで、計 60 件のお問い合わせをいただいております。

2 枚目が 3 月分ということになりますけれども、3 月分は 3 月の半ばあたりから放射性物質関連の多数のお問い合わせをいただいております、全体としては 418 件、うち放射性物質関連としては 348 件ということで、一月当たりのお問い合わせ件数としては、これまでにない件数となっております。そういった中で、よくある質問ということで 3 ページでございますけれども、今回、放射性物質の関連での Q&A ということで作成してございます。

3 ページは、この間の一覧でございますけれども、かいつまんで御紹介させていただきますと、4 ページからですけれども、問 1 では「流通している食品は大丈夫なのですか」ということで、これにつきましては一部の地域、食品に対しての出荷制限などの指示が行われていること、あるいは食品衛生法に基づいて暫定的な規制値が設定されて、それを超えるものは流通させない取組があるということでございます。

問 2 は、今の暫定規制値、規制の内容ということで、具体的な数値ということで御紹介しているものでございます。

次の 6 ページの問 3 が、暫定規制値と健康影響との関係ということで、食品衛生法の暫定規制値の根拠は、原子力安全委員会の指標を用いているものでございますけれども、この指標におきましては、放射性ヨウ素では実効線量ベースで 2 mSv/年、放射性セシウムの場合は実効線量 5 mSv/年ということで、これを各食品に一定の前提の下で割り振って規制値としているものでございますけれども、これらの数値につきましては、食品安全委員会のさきの緊急取りまとめにおきまして、放射性ヨウ素についての 2 mSv 相当については、食品由来の放射線曝露を防ぐ上で相当な安全性を見込んだものであると。また、放射性セシウムの数値につきましても、かなり安全側に立ったものであるということを書いてございます。

問 4 は、水の関連ということで、管理官庁における対応について書いているものでございます。

8 ページになりますと、問 6 ということで、妊娠経過への影響、あるいは母乳を通じた赤ちゃんへの影響ということでございますが、胎児への影響などにつきましては、さきの緊急取りまとめの中では詳細な検討が必要ということで課題となっている部分でございますが、この Q&A におきましては、日本産婦人科学会での見解、あるいはその Q&A ということで、リンクを張った形で御紹介させていただいてございます。

それから、ページをめくって 9 ページのほうになりますと、野菜などを食べる際に気をつけることはありますかということで、基本的には暫定的な規制値を超えているものは流通させない取組がなされているということでございますが、参考として、野菜を洗うなどの取組について汚染の低減が期待できるということで、これにつきましては 3 月 23 日の委員会で、専門参考人で出席いただいた滝澤先生から出された資料、あるいはその根拠となる原子力環境整備センターの文書にリンクできるような形で Q&A としてございます。

めくっていただいて、10 ページの問 10 は魚の関係ということで、追加的に暫定規制値が設定されたということで、取組について御紹介しているものでございます。

11 ページ以降は、放射能なり放射線についての基礎的な用語などについての Q&A ということでございますが、めくっていただいて 12 ページ、問 14 では半減期ということで、放射能の物理的な半減期はセシウム 137 で約 30 年ということでありますけれども、食品を食べることで体内に取り込まれた場合の体外への排出ということで、生物学的半減期についても説明しておりまして、セシウム 137 では、例えば 1 歳までは 9 日とか、そういう数値を紹介してございます。

あと、13 ページ以降は食品安全委員会の取組ということで、厚生労働省からの諮問を受けて緊

急取りまとめが3月に行われて、4月に入りましてワーキンググループを設置して、引き続き食品健康影響評価を行っているということについて御紹介してございます。

これらのQ&Aにつきましては、食品安全委員会のホームページに掲載しているところでございますけれども、今後とも引き続き、必要に応じて更新していきたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問ございませんか。

どうぞ。

○村田委員 この9ページの間9に、「昆布やワカメに被ばく予防効果があるというのは本当ですか」というのがありまして、その後に「予防効果は期待できません」と、こういう答えがありましたけれども、先週のワーキンググループのときに、これについてちょっと話題が出ていたような気がして、何かこういうものも効果があると考えてもよいのではないかというような意見があったような気がするんですけども、こういう答えで特段問題ないのでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 この背景としては、ヨウ素剤を飲むと安心ではないかというような、かなりそういったお問い合わせがあったものですから、そういった緊急的な対応のときには、急に飲んでもそこは効果がないというような知見もありましたので、そういう趣旨で、こういう形で基本としては用意させていただいたものでございます。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

#### (7) その他

○小泉委員長 それでは、ほかに議事はございますか。

○西村総務課長 ほかにございません。

○小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合は、5月12日木曜日14時から開催を予定しております。

また、本日16時から、放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループが公開で、再来週5月11日水曜日14時から、農薬専門調査会評価第三部会が非公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第380回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。